第16回　事業運営審議委員会資料

令和2年度決算及び業務実績の概要等

令和3年9月13日

住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency

【 目 次 】

Ⅰ　令和2年度決算の概要

Ⅱ　令和2年度業務実績の概要

Ⅲ　令和3年度における広報活動の取組（統合報告書・タグライン）

Ⅳ　デジタル化推進の取組

Ⅴ　フラット35不適正利用に対する取組（非公開）

Ⅰ　令和2年度決算の概要

1　令和２事業年度決算の概要 ～ポイント～

① 全ての勘定で当期総利益を計上、利益額は前年度を上回る

- 法人全体の当期総利益は2,410億円（対前年度+896億円、対前年度比+59%）、既往債権管理勘定を除く４勘定合計の当期総利益は1,203億円（同＋485億円、同＋68%）となりました。
- 令和元事業年度決算では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による貸倒損失に備えるために、貸倒引当金を積み増しましたが、令和２年度の貸倒実績等を反映した結果、貸倒引当金戻入等（対前年度+721億円）が発生したことが、主な増益要因です。

② 証券化支援勘定：買取債権残高は引き続き増加し、当期総利益を計上

- フラット３５の新規買取は2.2兆円（対前年度▲1,241億円）、買取債権残高は前年度より9,469億円増加し18兆円（対前年度比+5.6%）となりました。
- 当期総利益は、955億円（対前年度+359億円、法人全体の約４割）となりました。

③ 既往債権管理勘定：貸付金残高は減少するも、引き続き当期総利益を計上

- 貸付金の回収が進み、貸付金残高は前年度より0.7兆円減少し4.5兆円（対前年度比▲14.2%）となりました。
- 当期総利益は1,207億円（対前年度+411億円、法人全体の約５割）となりました。

2　令和２事業年度決算の概要 ～勘定別 当期総利益等 一覧～

（単位：億円）

	令和元事業年度決算（A）			令和２事業年度決算（B）			対前年度増減（B）－（A）		
	経常利益・経常損失(▲)	当期総利益・当期総損失(▲)	利益剰余金・繰越欠損金(▲)	経常利益・経常損失(▲)	当期総利益・当期総損失(▲)	利益剰余金・繰越欠損金(▲)	経常利益・経常損失(▲)	当期総利益・当期総損失(▲)	利益剰余金・繰越欠損金(▲)
証券化支援勘定	592	**596**	4,736	935	**955**	5,680	343	**359**	943
債権譲受業務経理（買取セグメント）	594	598	4,842	895	914	5,745	301	316	903
債務保証等業務経理（保証セグメント）	▲ 2	▲ 2	▲ 105	41	41	▲ 65	43	43	41
住宅融資保険勘定	67	**69**	226	73	**76**	299	6	**7**	73
財形住宅資金貸付勘定	▲ 0.4	**0.1**	369	3.7	**4.1**	373	4	**4**	4
住宅資金貸付等勘定	43	**52**	3,557	159	**168**	3,716	116	**115**	159
住宅資金貸付等業務経理（貸付セグメント）	34	38	392	97	100	489	63	62	97
保証協会承継業務経理（協会セグメント）	8	14	3,166	62	67	3,227	53	53	62
団信セグメント	10	15	2,983	44	49	3,027	34	34	44
求償等セグメント	▲ 1	▲ 1	183	18	19	200	19	19	18
＜小計＞	701	**718**	8,889	1,171	**1,203**	10,068	470	**485**	1,179
既往債権管理勘定	796	**796**	4,348	1,207	**1,207**	5,555	411	**411**	1,207
法人全体＜合計＞	1,498	**1,514**	13,237	2,378	**2,410**	15,623	881	**896**	2,386

※　各々の単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳は一致しない場合があります。皆無の場合は「－」と表示しています。
※　利益剰余金は、第三期中期目標期間終了後の積立金の処分（第四期中期目標期間への繰越し）として、将来の信用リスク等に備えるため、主務大臣の承認を受けて積立金とし、残余については国庫納付する予定です。

3　令和２事業年度決算の概要 ～法人全体の買取債権・貸付金残高の状況～

- 法人全体の買取債権及び貸付金の合計残高は、前年度より3,180億円増加し、24兆1,544億円になりました。新規の買取債権及び貸付金が前年度より減少（2兆4,364億円、対前年度▲1,236億円）し、回収金についても前年度より減少（2兆1,058億円、対前年度▲488億円）しています。
- 買取債権残高は、前年度より9,469億円増加して18兆64億円（法人全体の74.5%）、既往債権管理勘定の貸付金残高は7,384億円減少して4兆4,718億円（同18.5%）となりました。

買取債権・貸付金の残高推移

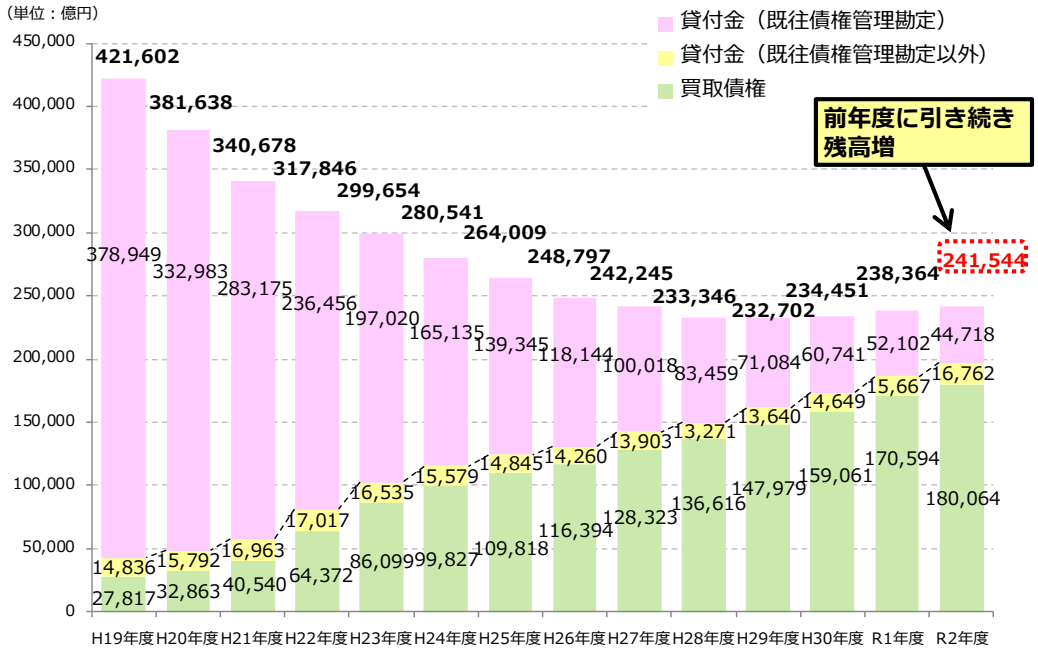

買取債権と貸付金の残高割合推移

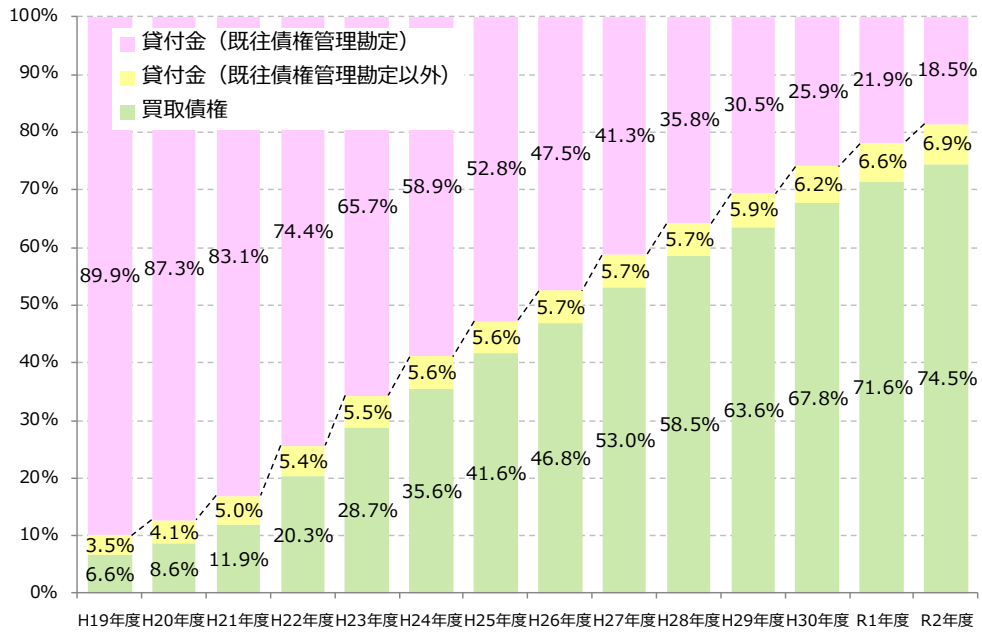

※ 億円未満を四捨五入しています。 棒グラフ上部の金額は合計額です。

4　令和２事業年度決算の概要 ～法人全体の債券・借入金残高の状況～

- 法人全体の債券及び借入金の合計残高は、前年度より2,103億円増加し、23兆1,043億円となりました。新規調達額は前年度より減少（2兆8,791億円、対前年度▲80億円）し、償還額についても前年度より減少（2兆6,688億円、対前年度▲1,900億円）しています。
- 市場からの調達であるＭＢＳやＳＢ等の残高は21兆2,446億円（法人全体の92.0%）、国からの調達である財政融資資金借入金の残高は1兆8,596億円（同8.0%）となりました。

○MBS残高（合計）	令和元年度末	14兆4,293億円	→	令和２年度末	15兆　999億円	対前年度＋6,706億円
（内訳）買取型MBS残高	同	13兆2,934億円	→	同	13兆9,944億円	同　＋7,010億円
S種等MBS残高	同	8,375億円	→	同	7,041億円	同　▲1,334億円
Ｔ種MBS残高	同	2,983億円	→	同	4,013億円	同　＋1,030億円
○SB残高	同	4兆　942億円	→	同	4兆6,007億円	同　＋5,065億円

債券・借入金の残高推移

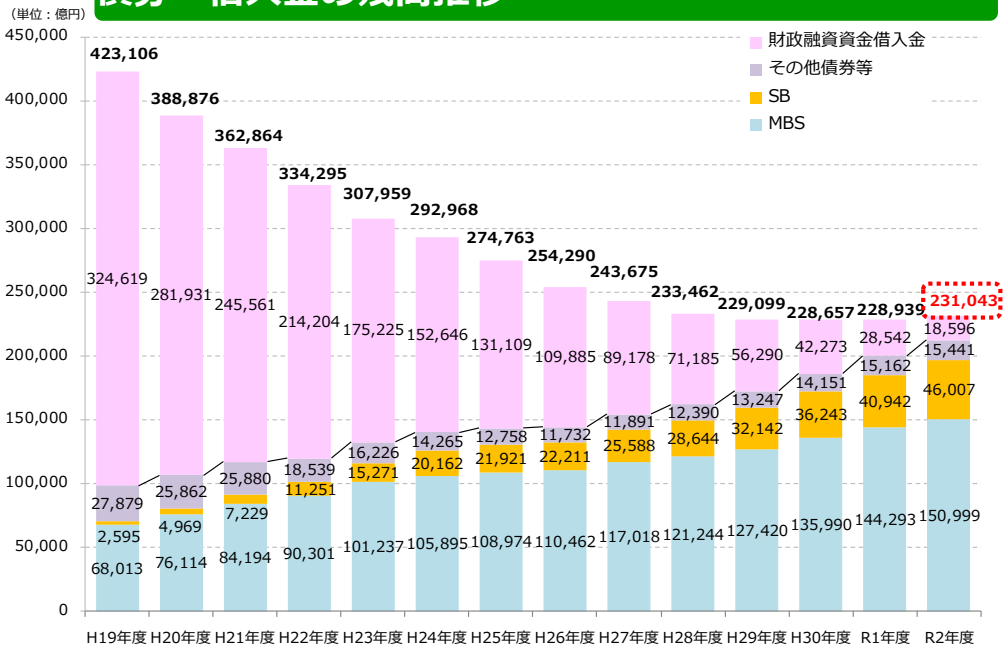

債券と借入金の残高割合の推移

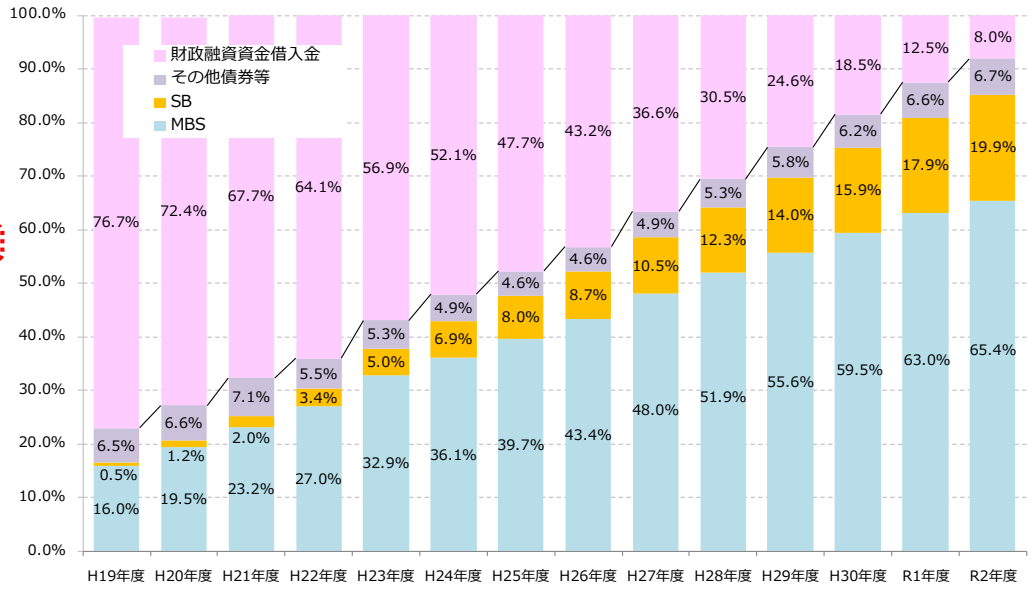

※ 億円未満を四捨五入しています。 棒グラフ上部の金額は合計額です。
※ その他債券等には民間借入金（シンジケートローン等）を含みます（同右グラフ）。

Ⅱ　令和2年度業務実績の概要

１－①　証券化支援事業

評価概要

次のとおり中期目標期間を通じて良質な住宅ストックの形成に資するよう民間金融機関を支援する取組を実施しており、**所期の目標を達成**していると判断

令和２年度	B
第三期期間実績	B

フラット３５の着実な実施・長期優良住宅等の取得促進・地域連携等

長期優良住宅、既存住宅及び審査標準処理に関するＫＰＩは第三期中期目標期間として達成した。フラット３５子育て支援型に関するＫＰＩは未達となったものの、**地域連携協定を締結した地方公共団体は第三期中期目標期間中で503団体にのぼり、子育て支援型と地域活性化型を合算した申請件数は4,129件となる等、地域の政策課題解決を継続して支援**している。

【令和２年度取組】

新型コロナウイルス感染症の拡大により全国的に新築着工件数が減少する等の影響を受け、Webによる周知活動・講習会の実施等に取り組んだものの、長期優良住宅に係るＫＰＩは23.4%（達成率93.6%）と及ばなかった。また、フラット３５子育て支援型についても同様に受理が減少し、683戸にとどまった。なお、その他のＫＰＩは着実に達成している。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い延滞債権が増加するなか、金融庁等の政府要請を踏まえ、**新型コロナウイルス感染症の影響により返済が困難となったフラット３５をご利用中のお客さまの返済継続を支援するため、返済条件変更に柔軟に対応**

フラット３５保証型の伸張

保証型に関して、**令和元年度時点で取扱金融機関数に関する中期計画ＫＰＩを達成**し、申請件数も14,772件と着実に実施している。

【令和２年度取組】

参入希望金融機関に対して丁寧なサポートを実施し、結果として１機関新規参入につながった。また、保険料の見直しに伴う混乱が生じないよう丁寧なサポートに尽力した。

ＭＢＳの安定的な起債運営・継続したグリーンボンドの発行

ＭＢＳは各年度２兆円程度の大型発行が続く中、着実なＩＲの取組等により投資家需要を喚起することで適正なスプレッドを維持。加えて、省エネルギー性に優れた新築住宅を対象とした住宅ローン債権の買取代金を資金使途とする**グリーンボンドを平成30年度からＳＢにおいて継続的に発行**（住宅ローンを資金使途とするグリーンボンドの発行は国内初）。省エネ住宅普及に係る機構の取組を広く周知することができ、幅広い投資家の参加が得られた。

【令和２年度取組】

グリーンボンドを継続発行（年度累計2,150億円）。**投資家の投資表明件数は累計147件＜令和元年度末：39件＞と大幅に増加**し、ＥＳＧ投資ニーズのある投資家層獲得に繋げた。

その他の取組

海外インフラ展開法に基づき、外国政府の住宅金融制度の構築等の支援、相手国の人材育成等に係る取組を実施した。

【令和２年度取組】

住宅建築技術国際展開支援事業（国交省住宅局の補助事業）を活用し、マレーシア、モンゴル、カザフスタン及びミャンマーの政府系金融機関の役職員を主な対象とするグリーン住宅金融に関する研修を実施。各機関との連携を強化するとともに、人材育成を図った。また、同事業を活用し、タイの住宅金融市場等の調査を行い、我が国事業者等へ情報提供を行った。

１－②　証券化支援事業

ＫＰＩ等達成状況（■は達成済ＫＰＩ）

	指標等		達成目標	基準値	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度
定量目標	フラット３５における申請件数（新築住宅に限る。）のうち長期優良住宅の技術基準を満たす住宅の割合	（計画値）	中期目標期間の最終年度までに25%以上		21%以上	22%以上	24%以上	25%以上
		（実績値）	－	21.9% （平成28年度）	26.3%	27.6%	26.5%	23.4%
		（達成度）	－	－	125.2%	125.5%	110.4%	93.6%
	フラット３５の申請件数に占める既存住宅の割合	（計画値）	中期目標期間の最終年度までに22%以上（可能な限り24%）		18%以上	19%以上	20.5%以上	22%以上（可能な限り24%）
		（実績値）	－	19.6% （平成28年度）	20.5%	23.5%	23.4%	25.8%
		（達成度）	－	－	113.9%	123.7%	114.1%	117.3%
	フラット３５子育て支援型・地域活性化型の前提となる地方公共団体等との協定締結件数	（計画値）	平成30年度末において累計500件以上	－	50件以上	累計 500件以上	－	－
		（実績値）	－	－	394件	608件	－	－
		（達成度）	－	－	788.0%	121.6%	－	－
	フラット３５子育て支援型申請戸数	（計画値）	中期目標期間中に7,500戸以上	－	1,500戸以上	2,000戸以上	2,000戸以上	2,000戸以上
		（実績値）	－	－	376戸	855戸	1,053戸	683戸
		（達成度）	－	－	25.1%	42.8%	52.7%	34.2%
	標準処理期間（３日）内の処理率	（計画値）	各年度８割以上	－	80.0%以上	80.0%以上	80.0%以上	80.0%以上
		（実績値）	－	91.6% （平成28年度）	95.3%	94.4%	94.0%	93.7%
		（達成度）	－	－	119.1%	118.0%	117.5%	117.1%
	フラット３５（買取型）の取扱金融機関数に対するフラット３５（保証型）の取扱金融機関の割合	（計画値）	中期目標期間の最終年度までに５機関以上増加し、フラット３５（買取型）の取扱金融機関数に対する割合を2.0%以上	－	２機関以上	１機関以上	１機関以上	－
		（実績値）	－	２機関 0.6% （平成28年度）	２機関 1.2%	１機関 1.5%	２機関 2.1%	１機関 2.4%
		（達成度）	－	－	100%	100%	200%	－
指標	フラット３５（買取型）の申請件数		－	139,541件 （平成28年度）	111,936件	101,394件	103,861件	94,941件
	フラット３５（リフォーム一体型）の申請件数		－	378件 （平成28年度）	497件	626件	806件	1,065件
	フラット３５リノベの申請件数		－	51件 （平成28年度）	85件	119件	112件	409件
	ＭＢＳの毎月の発行額		－	1,490億円 ～ 2,529億円 （平成28年度）	1,197億円 ～ 2,408億円	1,129億円 ～ 2,342億円	1,224億円 ～ 2,277億円	1,020億円 ～ 2,195億円
	ＭＢＳ発行時のベンチマーク（10 年国債の流通利回り）とのスプレッド		－	0.38% ～ 0.46% （平成28年度）	0.36% ～ 0.39%	0.35% ～ 0.36%	0.34% ～ 0.35%	0.31% ～ 0.34%
	フラット３５（保証型）の申請件数		－	5,428件 （平成28年度）	9,048件	13,271件	18,096件	14,772件

１－③　証券化支援事業

【参考】新型コロナウイルス感染症拡大下のフラット３５申請状況への影響

○　**新型コロナウイルス感染症拡大・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発令等の影響**により、フラット３５申請戸数（令和２年度末時点）は、**前年同期比で10%の減少**となった。

○　建て方別では、**新築戸建て（注文）や新築マンションにおいて、減少幅が大きくなっている**。新築戸建て（建売）については令和２年度上半期においては対前年度比を上回る時期も見られたが、年度末では勢いが低下している状況。中古住宅については、年度末時点で対前年度比を上回り、上昇傾向にある。

■　令和２年度 のフラット３５申請状況（建て方別・令和元年度比）

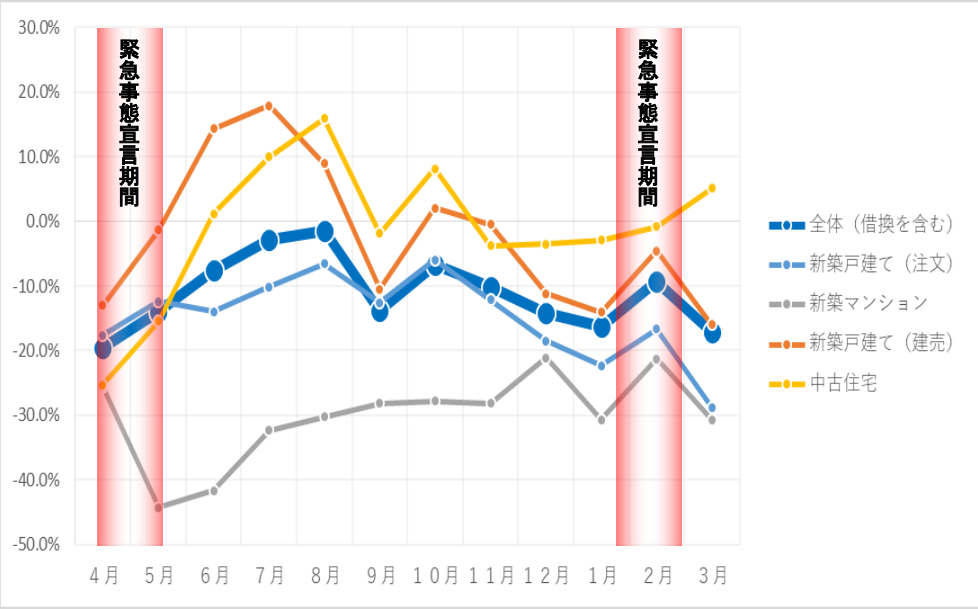

■ フラット３５に係る定量目標への影響

○　**長期優良住宅に関するＫＰＩ（年度目標25%以上）**

・　令和２年度末時点で23.４%となり、年度目標値を下回った。

・　**新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により長期優良住宅適合率の高い新築戸建て（注文）の 申請戸数シェアが低下**したことに加え、新築戸建て（注文）自体の長期優良住宅適合率の低下が主な要因となっている。

<建て方別（新築）申請戸数シェア・新築戸建て（注文）の長期優良住宅適合率の推移>

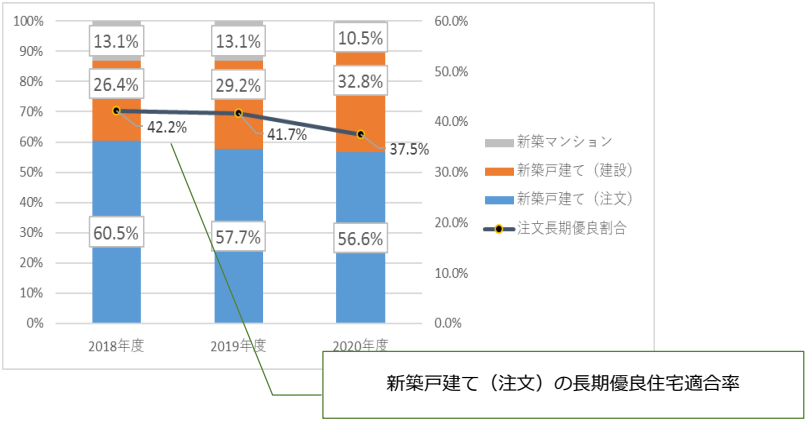

○　**既存住宅に関するＫＰＩ（年度目標22%以上（可能な限り24%））**

令和２年度末時点で25.8%と年度目標を上回り、達成となった。

１－④　証券化支援事業

長期優良住宅の普及促進

○　良質な住宅ストックの形成のため、**長期優良住宅の取得を制度改正・周知活動により推進**した。

○　令和２年度においては新型コロナウイルス感染症拡大の影響により従来の対面型周知活動を行うことができなかったが、**Ｗｅｂ広告やＷｅｂ会議を活用したセミナー・講習会等、「新しい生活様式」に対応した周知活動を実施**

○　**ＫＰＩは令和２年度単年度については新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて未達となったが、第三期中期目標期間としては達成**

＜フラット３５申請件数（新築住宅）に対する長期優良住宅のシェア＞

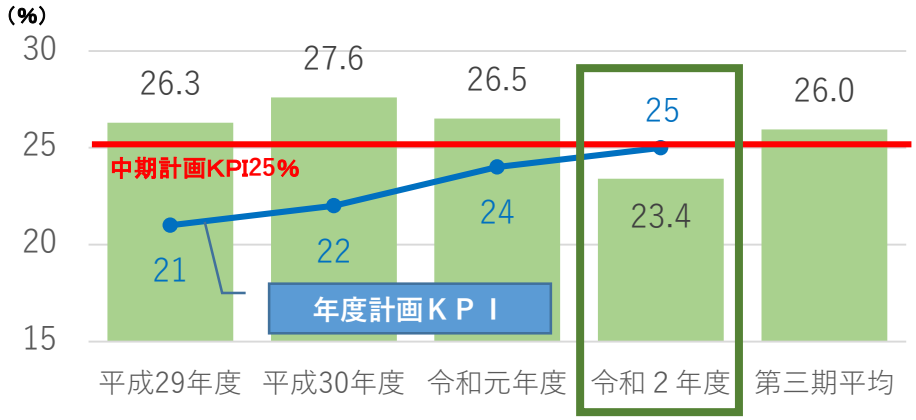

＜長期優良住宅に関連する制度改正＞

- 長期優良住宅に係る住宅ローンの債務承継を可能とする金利引継特約付きフラット３５を導入（平成 29 年４月）
- リ・バース６０に関し、担保物件が長期優良住宅の場合で、お客さまの年齢が満 60 歳以上のときの担保掛目を引上げ（50%又は 60%→55%又は 65%）（平成 30 年４月）
- 長期優良住宅の取得に利用できるフラット５０の融資率上限を６割から９割に引き上げるとともに、融資限度額も 6,000 万円から8,000 万円に引上げ（令和元年 10月）　等

既存住宅の流通促進

○　良質な住宅ストックの形成のため、**既存住宅の流通促進に加えて一定のリフォームを実施する既存住宅の取得をフラット３５リノベで支援**

○　**ＫＰＩは令和２年度単年度及び第三期中期目標期間ともに着実に達成**

＜フラット３５申請件数に対する既存住宅のシェア＞

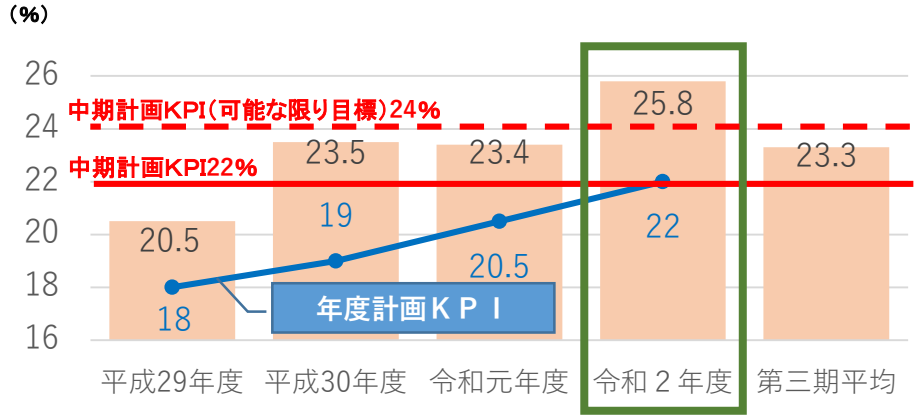

＜既存住宅に関連する制度改正＞

- フラット３５リノベ金利Ｂプランの住宅要件の緩和（令和３年１月）に併せて、フラット３５（リフォーム一体型）の借入申込受付を終了（令和２年12月）し、既存住宅の取得に際してリフォーム工事を行うお客さまにとってよりわかりやすい商品性とした。

１－⑤　証券化支援事業

地域連携の推進　フラット３５子育て支援型・地域活性化型の推進

○　第三期中期目標期間から新たに約500団体の地方公共団体と協定を締結し、地域における子育て環境の整備や地方創生等の推進を支援

■　フラット３５子育て支援型・地域活性化型の実績

<年度別申請件数>

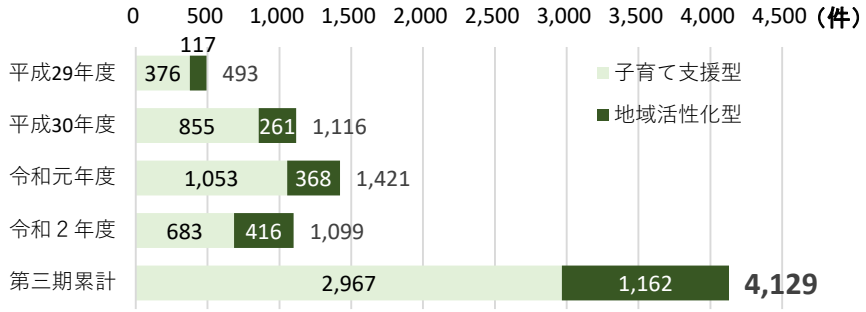

<協定締結先地方公共団体数の推移（累計）>

	子育て支援型	地域活性化型	合計
平成29年度	２０１団体	１９３団体	２６７団体
平成30年度	２９５団体	３１３団体	３９９団体
令和元年度	３１５団体	４０５団体	４８７団体
令和２年度	３０９団体	４２３団体	５０３団体

フラット３５地域活性化型（地方移住支援）は、1,243市町村が対象
※　**子育て支援型と地域活性化型の両方について協定を締結している団体があるため合計は一致しない。**

■　フラット３５子育て支援型・地域活性化型と併せた地方公共団体の施策の周知事例

●　北陸３県の補助制度を首都圏向けに周知

「補助金制度を首都圏で周知し、ＵＩＪターン、移住・定住を促進したい」という北陸エリアの地方公共団体のニーズを踏まえ、北國新聞社（石川県の新聞社）が発行する首都圏向け観光タブロイド紙に広告掲載（令和２年12月）

（地方公共団体担当者の声）

・これまでにない新しい取組であり、問い合わせが増えると期待

●　東北エリアの地公体の市町章、ゆるキャラを活用した周知

連携する地方公共団体の補助事業内容等をＰＲする広告を新聞（河北新報）に掲載（令和２年９月）

（地方公共団体担当者の声）

- ゆるキャラ画像の統一と、地図上への掲載で、紙面全体がまとまり、より興味を引く広告になった。
- 広告の掲載は市町の予算面においても助かるので、大変ありがたい。今後も継続してほしい。
- 事業の内容が分かりやすい。自分の住んでいる市の活性化に繋がる広告だ。
- 広告掲載を重ねていくことで、役所内の他部署においても興味が高まった。
- ＱＲコードの掲載は今の時代に即しており効果的

１－⑥　証券化支援事業

省エネルギー性に優れた住宅普及の推進　－　ＭＢＳ／グリーンボンドの発行

○　令和２年度における債券市場は、新型コロナウイルス感染症拡大や、米国大統領選などのイベントはあったものの、国内の金利は日銀のイールドカーブコントロールにより安定的に推移した。

○　令和２年度当初に緊急事態宣言が発令された際は、投資家側のテレワーク等の体制にばらつきが見られたものの、投資家需要自体には影響はなく、令和２年度末時点では投資家側のオペレーションについてもほぼ懸念はない状況である。

○　このような市場環境下においてもフラット３５の事業量が堅調に推移する中で、市場環境や主要な経済イベント等を考慮した起債スケジュールの設定や丁寧に投資家需要の確認を行うとともに、**電話会議も活用したＩＲの実施によって十分な投資家需要を喚起**することで、**安定的なＭＢＳの起債を実現**した。

○　**令和２年度は、月平均1,450億円程度、年度累計で１兆7,444億円のＭＢＳを発行し、スプレッドは年度を通じて30bp台前半から半ばで安定的に推移**した。

○　グリーンボンドは令和２年度で累計2,150億円発行。**投資家の投資表明件数は累計147件＜令和元年度末時点：39件＞と大幅に増加**し、ＥＳＧ投資ニーズのある投資家層獲得に繋げた。

■　機構MBS発行額・クーポン・10年国債とのローンチスプレッドの推移

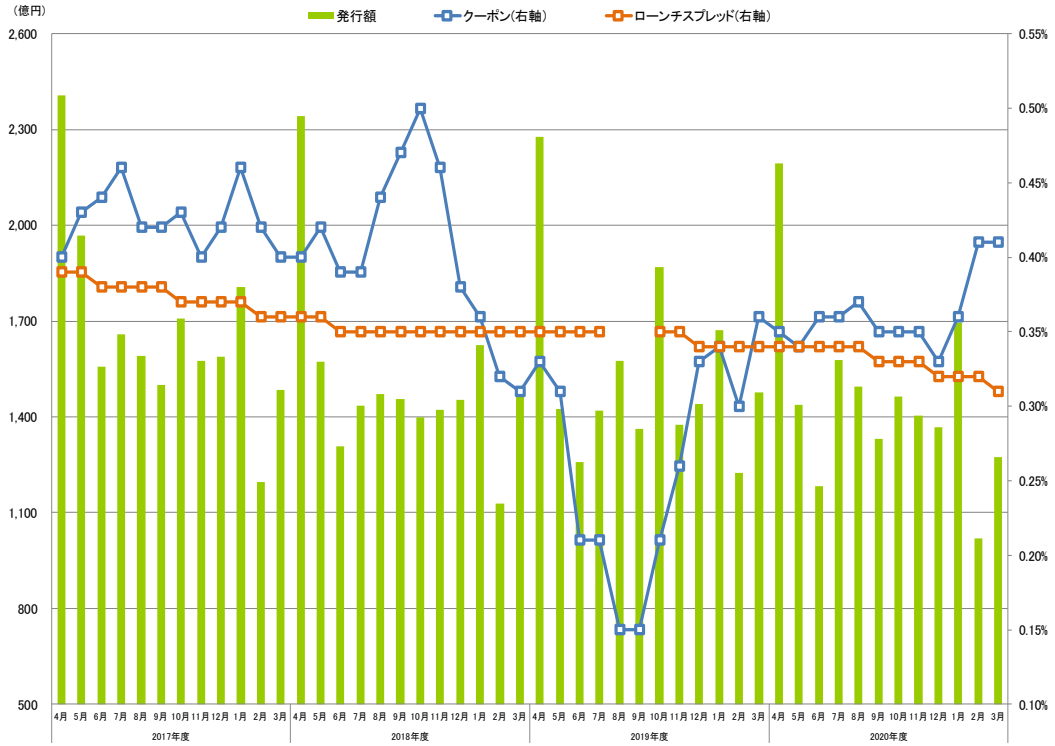

※2019年8月及び9月は国債金利の低下を受け、下限金利で条件決定

■　グリーンボンドによる環境改善のイメージ

■　令和２年度グリーンボンド発行実績(発行13回、2,150億円発行済み)

	第285回債	第286回債	第295回債	第296回債	第298回債
年限	10年債	20年債	10年債	20年債	10年債
発行額	300億円	100億円	200億円	150億円	200億円
利率	0.155%	0.379%	0.150%	0.445%	0.145%
ﾛｰﾝﾁｽﾌﾟﾚｯﾄﾞ	14.5bp	5.0bp	13.5bp	5.5bp	13.0bp
条件決定月	2020年4月	2020年4月	2020年7月	2020年7月	2020年8月

	第302回債	第303回債	第305回債	第306回債	第308回債
年限	10年債	20年債	10年債	15年債	15年債
発行額	250億円	100億円	250億円	200億円	100億円
利率	0.145%	0.445%	0.140%	0.334%	0.306%
ﾛｰﾝﾁｽﾌﾟﾚｯﾄﾞ	11.5bp	4.5bp	11.5bp	9.5bp	8.0bp
条件決定月	2020年10月	2020年10月	2020年11月	2020年11月	2020年12月

	第310回債	第311回債	第312回債
年限	10年債	20年債	15年債
発行額	100億円	100億円	100億円
利率	0.145%	0.454%	0.357%
ﾛｰﾝﾁｽﾌﾟﾚｯﾄﾞ	10.5bp	4.5bp	8.0bp
条件決定月	2021年1月	2021年1月	2021年2月

※平成30年度は発行回数１回100億円、令和元年度は発行回数５回700億円のグリーンボンドを発行済み

※グリーンボンドにより調達した資金は、発行日の翌営業日の入金時に対象債権の買取代金に全額充当しており、未充当金は発生していない。

２－①　住宅融資保険等事業

評価概要

次のとおり中期目標期間を通じて民間金融機関が住宅の建設等に必要な資金を円滑に供給できるよう、民間金融機関を支援する取組等を実施しており、**所期の目標を上回る成果**を得ていると判断

令和２年度	A
第三期期間実績	A

リ・バース６０の取組推進

リ・バース６０に関するＫＰＩである「住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関数」は、難易度が高い目標でありながら、各年度目標を上回る成果を上げ、令和２年度末時点で71機関と達成し、民間のリバースモーゲージが都市部に限定している商品もある中、リ・バース６０は**全都道府県にて取扱可能となる等環境整備を推進**した。

【令和２年度取組】

新型コロナウイルス感染症の拡大により周知活動等に制約がかかるなか着実に取組を推進し、**取扱金融機関数はＫＰＩを上回る７機関増となり、中期計画ＫＰＩを達成した。**

地域連携の推進

地域の実情や課題を踏まえ、金融機関にとどまらず地方公共団体等と連携しつつ、リ・バース６０等の活用を通じた地域の政策課題解決を支援。また、全国的な認知度向上に向けた取組を実施。こうした取組等の結果、**付保申請件数は着実に増加し、リバースモーゲージ型住宅ローンの普及に大いに貢献**した。

【令和２年度取組】

地域金融機関と連携したリ・バース６０の利用勧奨による駅前再開発事業の推進や高齢化が進むニュータウンでのリ・バース６０利用勧奨等、**住宅融資保険を活用した地域の政策課題解決を支援**した。こうした取組により**リ・バース６０の付保申請件数は第三期中期目標期間中単年度で初めて1,000件を超える**等、リバースモーゲージ型住宅ローンの普及に貢献した。

保険金支払債権の的確な回収

住宅融資保険の実行による保険代位債権に係る回収については、回収を委託するサービサーとの綿密な連携により的確な回収に尽力し、**第三期中期目標期間平均50.0%とＫＰＩを達成**した。

【令和２年度取組】

令和２年度においては新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等により債権回収に当たって実施する競売手続について裁判所手続が遅延・停止する等の影響を受け、単年度ではＫＰＩ未達だが、サービサーと引き続き綿密に連携し、顧客の状況に合わせながら的確な回収に尽力している。

顧客利便性向上のための制度改正・運用改善

住宅政策上の必要性及びニーズを的確にとらえ、**リ・バース６０におけるノンリコース型導入ではリバースモーゲージ型住宅ローンの大幅な利用拡大に貢献。そのほか手続の電子化等、制度改正・運用改善を推進**した。

【令和２年度取組】

家賃債務保証保険に関して、**新型コロナウィルス感染症拡大による家賃債務保証事業者の破綻等の懸念があることから家賃債務保証事業者に対する支援措置として令和３年度付保分に限定して保険料率の引下げ、保険付保対象拡大を実施**。また、リ・バース６０では付保限度額の引上げや部分的耐震改修リフォームの融資対象化を実施した。

２－②　住宅融資保険等事業

ＫＰＩ等達成状況（■は達成済ＫＰＩ）

	指標等		達成目標	基準値	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度
定量目標	住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関数	（計画値）	中期目標期間の最終年度までに70機関以上	－	新規に取り扱う民間金融機関数12機関以上	新規に取り扱う民間金融機関数12機関以上	新規に取り扱う民間金融機関数12機関以上	新規に取り扱う民間金融機関数５機関以上
		（実績値）	－	23機関（平成28年度末累計）	15機関（平成29年度末累計：38機関）	14機関（平成30年度末累計：52機関）	14機関（令和元年度末累計：65機関）	７機関（令和２年度末累計：71機関）
		（達成度）	－	－	125.0%	116.7%	116.7%	140.0%
	保険金支払年度の翌年度末までの年度ごとの回収実績率	（計画値）	年度ごと48%以上	－	48.0%以上	48.0%以上	48.0%以上	48.0%以上
		（実績値）	－	54.6%（平成28年度）	51.0%	56.9%	51.7%	40.3%
		（達成度）	－	－	106.3%	118.5%	107.7%	84.0%
指標	フラット３５に係るつなぎ融資の付保申請件数		－	15,658件（平成28年度）	16,374件	16,757件	18,346件	19,229件
	フラット３５に係るパッケージ融資の付保申請件数		－	35,918件（平成28年度）	40,909件	44,749件	51,344件	52,051件
	リバースモーゲージ型住宅ローンへの付保申請件数		－	39件（平成28年度）	174件	511件	980件	1,162件
	買取再販事業者向け融資への付保申請件数		－	23件（平成28年度）	260件	340件	255件	187件

注　「住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関数」については、難易度が「高」とされている。

２－③　住宅融資保険等事業

高齢者の居住安定確保　－　リ・バース６０の普及促進

○　リ・バース６０の普及促進に向け、取扱金融機関やエンドユーザーのニーズを踏まえた商品性の改善や、認知度向上のために令和２年９月より地上波放送でテレビＣＭを放映するなどの周知活動を実施

○　その結果、取扱金融機関数、付保申請件数も年々増加。事業量増加に伴い、金融機関等の利便性向上に資する取組も実施している。

リ・バース６０の取扱金融機関数（累計）及び付保申請件数推移

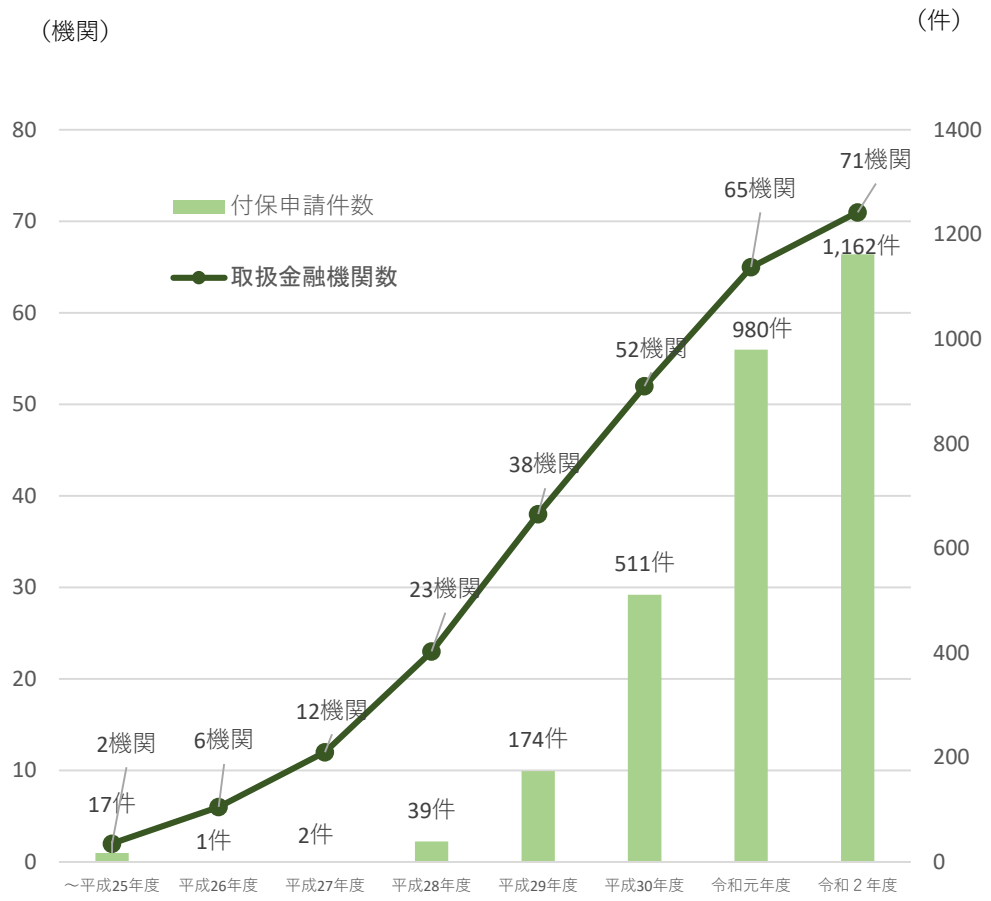

リ・バース６０都道府県別付保申請件数

（～令和３年３月末：全2,886件）

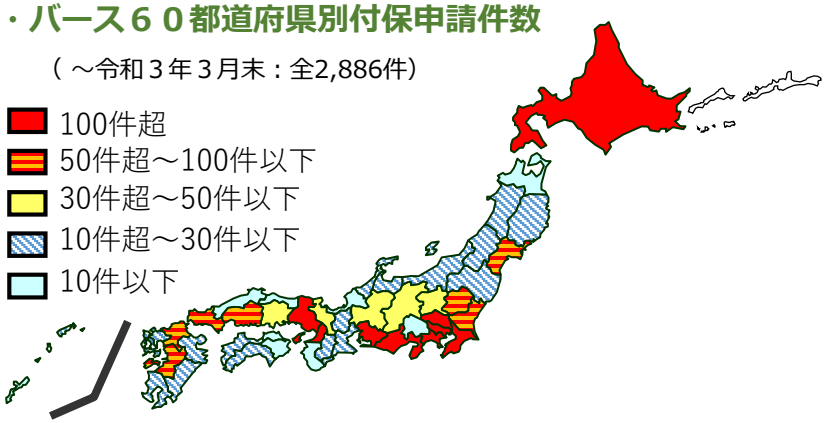

リ・バース６０に係る周知活動

○　平成30年10月から認知度向上のプロモーションを開始し、新聞広告、インターネット広告などに加え、令和２年９月からは、地上波放送でテレビＣＭを放映した。

○　また、新聞広告等においては、商品内容の理解度向上も意識した内容で出稿している。

＜テレビCM（例）＞

イメージＣＭ　　インフォマーシャルＣＭ

＜新聞広告（例）＞

３－①　住宅資金融通等事業

評価概要

次のとおり住宅政策上重要でありながら民間金融機関だけでは対応が困難な災害復興住宅融資等を実施しており、**所期の目標を達成**している（期間実績は平成30年度Ａ・令和元年度Ａ評価を踏まえ**目標を上回る成果**を得ている）と判断

令和２年度	B
第三期期間実績	A

災害復興住宅融資等の的確な実施

東日本大震災や熊本地震からの復興支援に引き続き取り組むとともに、大阪府北部地震や豪雨災害等、全国で発生した自然災害に対して地方公共団体等と連携し、被災者向けの現地相談会を適時適切に実施した。また、**地方公共団体の要請を踏まえて個別にカスタマイズした制度の創設、被災者等のニーズを踏まえた制度改正や手続の簡素・合理化を適時適切に実施**してきた。こうした取組に関して各地方公共団体から感謝状をいただく等、取組が評価されている。

【令和２年度取組】

引き続き東日本大震災や熊本地震からの復興支援に取り組むとともに、令和２年７月豪雨発災直後から被災地の地方公共団体等と連携して被災者の自宅再建に向けた取組を開始

他機関との災害復興関連ノウハウの共有・体制構築支援

将来に向けた災害対応の備えとして、地方公共団体、民間金融機関等を参加者とするセミナーの開催、検討会の設立等の取組を実施してきた。また、**金融機関にとどまらず、官公庁や士業団体と連携し、ＪＨＦがこれまでの取組で蓄積したノウハウを共有する等により災害復興・予防の取組を推進**した。

【令和２年度取組】

復興庁と連携し、東日本大震災の復旧・復興のために造成した宅地の利活用の促進のため、「東日本大震災被災地の土地区画整理事業実施地区のまちづくり推進会議」（岩手県主催）にて、フラット３５子育て支援型等の概要、大槌町と連携した「ＵＩＪターン」「空き家対策（空き地バンクの活用）」の事例を紹介。また、**弁護士会、士業連絡協議会等に対して、機構における災害復興の被災者向け相談会等の取組、融資制度、自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインの運用等返済困難者への対応等の情報提供**を行った。

高経年マンション対応

高経年マンションの課題に対して、平成30年度に「**マンションの価値向上に資する金融支援のあり方勉強会**」**を設立**し、検討結果を報告書としてとりまとめ公表。令和元年度は同勉強会を発展的に解消し、新たに「**マンションの価値向上に資する金融支援の実施協議会**」**を設立**し、勉強会でとりまとめた課題に対応する取組の早期実施に向けた準備を推進。

【令和２年度取組】

同実施協議会の取組として、修繕工事の必要性や金融の有用性を訴求する広報活動、マンションライフサイクルシミュレーションのリリース、管理組合向け融資に関する信用補完策の整備等を行う。また、**神戸市と連携し、マンション管理適正化推進協定を締結する等、地方公共団体に顕在化しつつある高経年マンション問題への対応を支援**

顧客に寄り添った丁寧な債権管理

債権管理に関しては、延滞発生抑制・延滞債権削減に向けて丁寧に取り組んできた。

【令和２年度取組】

引き続き延滞発生抑制・延滞債権削減に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い延滞債権が増加するなか、金融庁等の政府要請を踏まえ、**新型コロナウイルス感染症の影響により返済が困難となったフラット３５等をご利用中のお客さまの返済継続を支援**するため、返済方法変更メニューを用意。また、団信特約料についても払込期限を猶予。機構ホームページや全国紙、テレビCMを通じてこれらについて広く周知するとともに、お客さまコールセンター等の窓口において返済が困難となったお客さまの相談に丁寧に対応した。

会計検査院不当事項指摘への対応

【令和２年度取組】

旧公庫賃貸住宅融資に係る会計検査院の不当事項指摘を重く受け止め、借受者への再周知や実態調査の実施等、再発防止に取り組んでいる。

３－②　住宅資金融通等事業

ＫＰＩ等達成状況（■は達成済ＫＰＩ）

	指標等		達成目標	基準値	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度
定量目標	サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資の融資承認件数	（計画値）	中期目標期間中に80件程度	－	20件程度	20件程度	15件程度	３件程度
		（実績値）	－	38件（平成28年度）	31件	29件	20件	24件
		（達成率）	－	－	155.0%	145.0%	133.3%	800%
指標	国が災害対策本部を設置する規模の災害が起きた際の相談等の件数		－	22,801件（平成28年度）	14,600件	21,314件	15,928件	8,407件
	東日本大震災		－	5,273件（平成28年度）	3,511件	2,332件	1,520件	1,505件
	平成28年熊本地震		－	17,528件（平成28年度）	10,987件	9,713件	5,403件	2,707件
	平成29年７月九州北部豪雨		－	－	102件	242件	197件	32件
	大阪府北部地震		－	－	－	5,515件	661件	22件
	平成30年７月豪雨		－	－	－	2,986件	2,993件	978件
	北海道胆振東部地震		－	－	－	526件	462件	168件
	山形県沖地震		－	－	－	－	94件	４件
	令和元年台風第15号及び台風第19号		－	－	－	－	4,598件	2,014件
	令和２年７月豪雨災害		－	－	－	－	－	977件
	団体信用生命保険業務の初年度加入率	（全体）	－	65.2%（平成28年度）	66.9%	84.3%	89.5%	90.7%
		（制度改善前団信）	－		61.8%	63.4%	64.5%	67.8%
		（制度改善後団信）	－		87.9%	88.3%	90.3%	91.1%

３－③　住宅資金融通等事業

令和２年７月豪雨への対応

○　令和２年７月豪雨発災直後から、熊本県、被災地の地公体等と連携して、被災者の自宅再建支援に向けた取組を開始

○　甚大な被害が発生した人吉市、八代市及び芦北町においては、市役所等での「災害復興住宅融資の相談会」を継続して実施しているほか、**被災地の地公体が設置し、社会福祉協議会等が運営する地域支え合いセンターと連携**して仮設住宅の入居者に向けた情報提供を実施中

○　人吉市などの地公体では、被災住宅の公費解体がはじまっており、今後、相談内容がより具体的なものとなってくると見込まれる。一方、球磨村など地域の再生方針を検討中の地公体もあり、現地の状況を踏まえつつ連携を継続していく。

■　令和２年７月豪雨に係る機構の対応状況（令和２年度）

○　**コールセンターへの相談件数**	**477件**
○　**被災自治体の要請に基づく機構職員の派遣（相談要員）**	**106回（熊本県人吉市、八代市等）**
○　**令和２年７月豪雨に係る災害復興住宅融資の受理件数**	**45件**

■　災害融資相談会

○　被災地では仮設住宅の整備が完了し、仮設住宅の入居者や在宅の被災者から自宅の再建や補修のための資金計画に関する相談が寄せられている。

○　相談者には高齢の方も多いため、子と一緒に申込む「親子リレー返済」や「災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）」といった高齢者向けの支援メニューを説明することが多い。

○　なお、**新型コロナウイルス感染症対策で相談会への職員派遣に制約がある中、ＷＥＢ会議システムを活用した被災者相談対応も試行的に実施**している。

■　地域支え合いセンターとの連携

○　被災者の自立を支援する地域支え合いセンターの相談員が被災者を訪問する際に、災害復興住宅融資のリーフレットや融資相談会のチラシを持参する等の取組を継続的に実施している。

■　金融機関窓口受付開始

○　金融機関の店舗における融資申込みの受付に向けて金融機関と対応可能店舗を調整し、令和３年４月から受付を開始

＜熊本県芦北町の現地相談会場の様子＞

新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、お客さまへの相談対応を実施している。

３－④　住宅資金融通等事業

他機関との災害復興関連ノウハウの共有

■ 復興庁との連携による被災地復興支援

○　復興庁は、地方公共団体が東日本大震災の復旧・復興のために造成した宅地の利活用の促進を現下の課題と認識しており、**「土地の利活用に際して、ＪＨＦの知恵をもらいながら一緒に取り組みたい」と復興庁は機構に対して要請**

○　要請を受け、「東日本大震災被災地の土地区画整理事業実施地区のまちづくり推進会議」（岩手県主催）にて、【フラット３５】子育て支援型等の概要、大槌町と連携した「ＵＩＪターン」「空き家対策（空き地バンクの活用）」の事例を地公体等に説明（令和２年８月）

機構の説明内容	①　フラット３５地域活性化型と連携した移住及び土地活用対策 ・　大槌町との連携事例 ・　岩手県内の協定締結している地方公共団体一覧 ②　フラット３５子育て支援型・地域活性化型について
会議参加団体	宮古市、大船渡市、陸前高田市、山田町、釜石市、大槌町、国交省（市街地整備課、東北地方整備局）、復興庁（本庁、岩手復興局）、都市再生機構、岩手県他30名参加

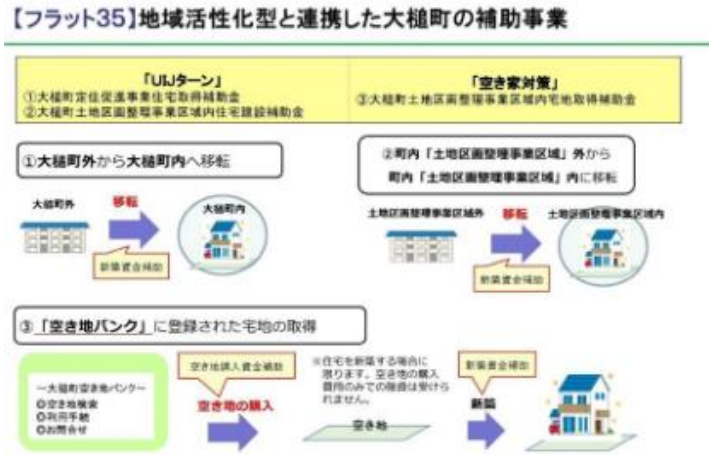

（復興庁のコメント）
　各市町村にとって機構との連携は、被災地振興における土地活用促進ツールとして役立つ取組です。

■ 弁護士会への情報提供

○　弁護士会、士業連絡協議会等に対して、機構における災害復興の被災者向け相談会等の取組、融資制度、自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインの運用等返済困難者への対応等の情報提供を行った。

千葉県弁護士会と被災者支援に関する意見交換を実施（令和２年８月）

YouTubeアーカイブにて、現在も視聴可能
https://youtu.be/pccEcGrR2Jc

関東弁護士会 オンライン研修会「水害と住宅再建」にて、災害融資の活用による住宅再建について講演（令和２年10月）

被災者支援に携わる弁護士を中心として約100名の方が参加

神奈川県弁護士会「自然災害ガイドライン（コロナ特則）」研修にて、ガイドラインの運用と新型コロナウイルスへの対応について講演（令和２年12月）

神奈川県弁護士会の弁護士（約60名）が参加

「神奈川県大規模災害対策士業連絡協議会」にて、機構の被災者支援活動について講演（令和２年12月）

加盟10団体の他、神奈川県がオブザーバーとして参加

（弁護士会等の声）
・　今後何かの折にぜひリレーションをお願いしたい。
・　協議会の会合でオブザーバーとして参加いただき、機構の説明内容は有益でした。

３－⑤　住宅資金融通等事業

高経年マンション対応（１）

マンションの価値向上に資する金融支援の実施協議会

○　社会問題化しつつある高経年マンションの課題に対して、機構が事務局を努める形で主導し、マンション管理等関係団体、民間金融機関、行政機関、専門家等を参加メンバーとして令和元年度から実施、報告結果を取りまとめて公表した。

■　修繕工事の必要性や金融の有用性を訴求する広報活動等

・　東京都特別区（全23区）及び管理組合との橋渡し役となるマンション管理士等の専門家に対し、協議会の取組及び機構制度（マンションライフサイクルシミュレーション、マンションすまい・る債、マンション共用部分リフォーム融資等）の一体的な周知を実施

・　シミュレーションを補完するツールとして〈仮称〉大規模修繕ガイドブックを令和３年度中に作成することを目指し、検討を開始

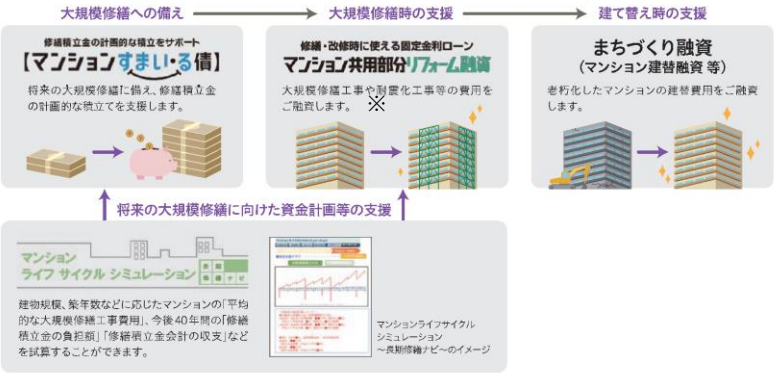

■　マンションライフサイクルシミュレーション～長期修繕ナビ～のリリース

・　機構が保有する大規模修繕工事に関するデータを活用し、マンションの大規模修繕のための「資金計画」や「必要となる修繕積立金額」などを管理組合が簡易に試算できるツールをリリースした（令和２年９月）。

・　リリース後はマンション管理等関係団体などと連携して周知を実施するとともに、シミュレーションの想定規模の拡充等の２次開発に向けた準備を実施中。

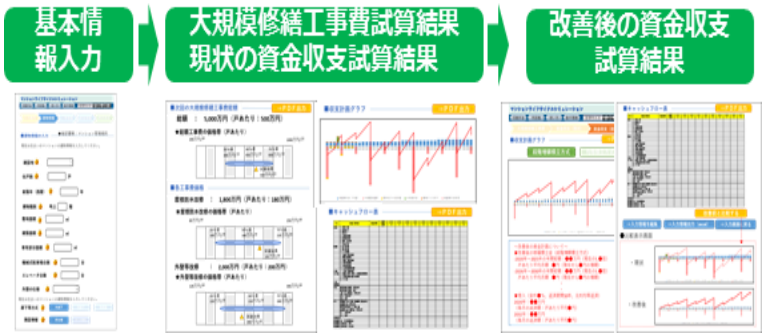

■　管理組合向け融資に関する信用補完策等の整備

令和元年度に整理したデフォルト時の回収手法等の法的論点や信用補完策等に基づき、主に次の信用補完策等を検討・実施

①　「毎月の修繕積立金に対する区分所有者向けリバースモーゲージ」について、会計処理等の各種論点の整理を踏まえ、制度の利用に必要な管理組合の規約改正等の体制整備が必要であることを示して機構の区分所有者向け融資を拡充して実施（令和３年４月）

②　「信用リスク計量化（マンション管理組合向け融資における与信モデルの構築）」について、機構保有データ等を活用した、管理組合向け融資における「与信モデル」の構築及び「管理組合向けサービス（ＡＩを活用した、共用部分リフォームローンの利用可能性判定及びローン商品のレコメンド）」の展開を検討

3－⑥　住宅資金融通等事業

高経年マンション対応（２）

神戸市との連携　ー　マンション管理適正化推進協定の締結

○　神戸市は、「届出」「情報開示」制度の導入に先立って、円滑な制度導入と合わせて、マンションの管理適正化に有益な情報提供や相談体制が必要として、管理組合の相談窓口である「一般社団法人兵庫県マンション管理士会」や「一般財団法人神戸すまいまちづくり公社」と、そして修繕積立金不足への対応策として機構と、それぞれが相互連携する枠組みの構築を検討

■　**「神戸市内のマンションの管理適正化の推進に関する協定」の締結**

令和３年１月26日、神戸市、一般社団法人兵庫県マンション管理士会、一般財団法人神戸すまいまちづくり公社及び機構の４者による「神戸市内のマンションの管理適正化の推進に関する協定」を締結。

【主な協定の内容】

1　マンションの管理適正化の推進及び再生支援に資する情報の発信に関する事項
2　マンションの管理、改修及び建替え（再生）の相談に関する事項
3　マンション管理組合への専門家等派遣に関する事項
4　マンション管理組合の長期修繕計画の策定・見直しの支援及び金融支援に関する事項
5　その他、本協定の目的を達成するために必要と認められる事項

【機構の役割】

1　令和３年３月１日から運用を開始（※）する神戸市の「届出」「情報開示」制度の広報活動等を各団体と連携して実施
2　「マンション共用部分リフォーム融資」や「マンションすまい・る債」を通じた神戸市内の分譲マンションへの金融支援、「マンションライフサイクルシミュレーション～長期修繕ナビ～」を活用したマンション管理組合の長期修繕計画の見直し等の支援を、各団体と連携して実施
3　マンション管理組合向けセミナー等を通じて、神戸市内のマンション管理組合に有益な情報を各団体と連携して提供

※　「届出」「情報開示」制度（https://www.city.kobe.lg.jp/a01110/kurashi/sumai/jutaku/information/mansiontodokede.html）

○　「届出」「情報開示」をするにも、**他所と比べて管理状況が悪ければ市場に悪く評価される恐れがあることから、二の足を踏む可能性が高いことが課題**だったが、**マンションライフサイクルシミュレーションを使用し、自らの管理に安心し将来に亘って自信が持てればすぐに、自信がなければマンション管理士や行政の相談窓口の力を借りて立て直してから、それぞれ「届出」「情報開示」に臨んでいただく仕組みとなるよう支援**

【Webによる協定締結式の様子】

２－④　住宅融資保険等事業／３－⑦　住宅資金融通等事業

延滞状況等への新型コロナウイルス感染症の影響

○　割賦延滞件数について、令和２年度末では前年度と比べ同水準となり、直接融資債権については、前年を下回る水準で推移している。

○　住宅融資保険における回収実績率に係るＫＰＩについては、令和３年３月末時点で40.3%とＫＰＩ水準48%を下回り、未達となった。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、第１四半期は裁判所による競売手続が断続的に遅延し競売手続が低調な状況が続いた。第２四半期以降競売手続は再開しているものの、手続遅延の影響により回収時期が例年よりも３～４か月程度後ろ倒しとなっている傾向にあること等から競売手続による回収実績率が前年度比で悪化（▲11.4ポイント）した。

個人関係債権の割賦延滞件数推移

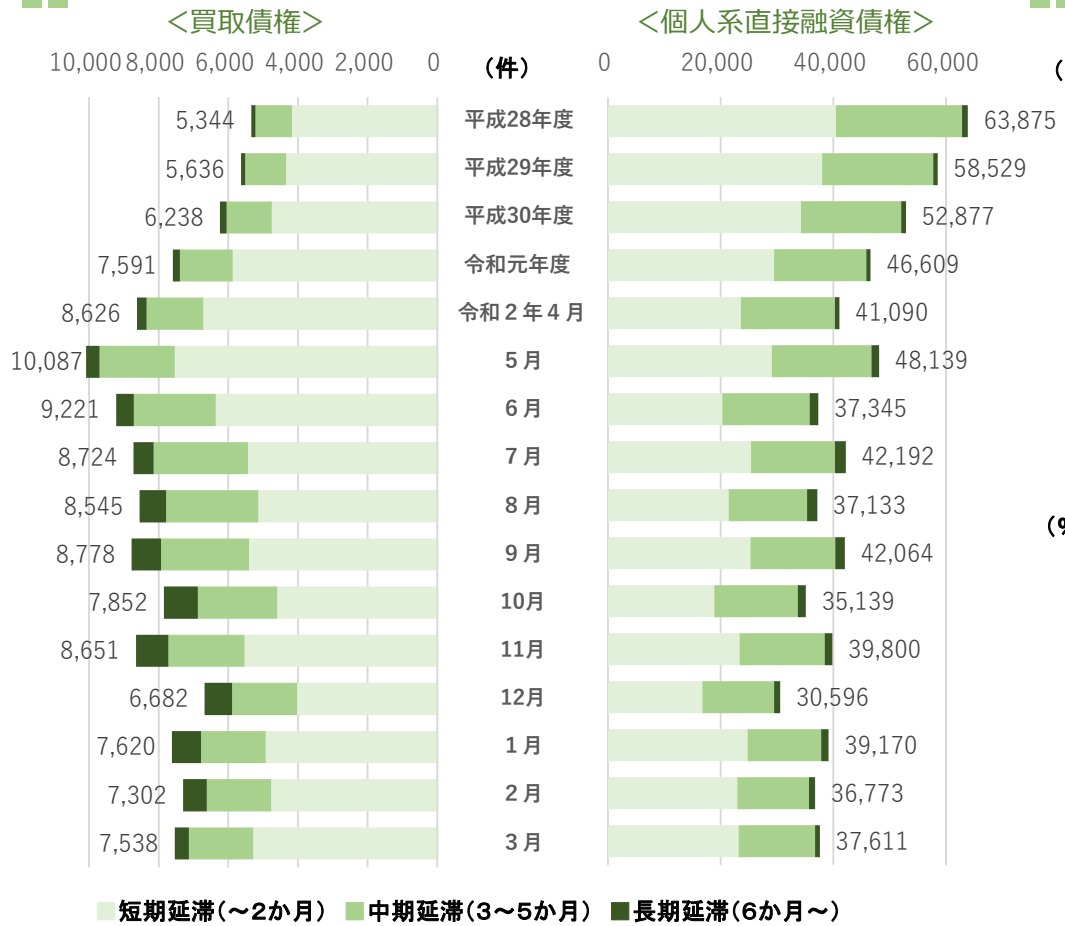

融資保険における回収実績率

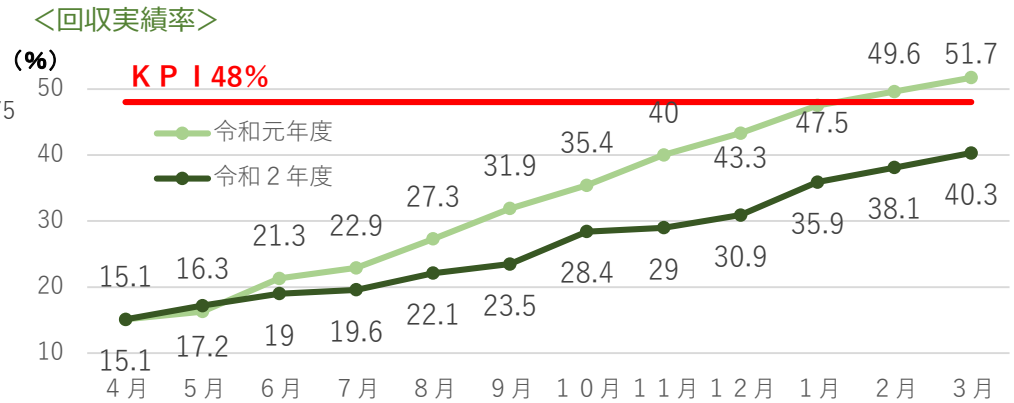

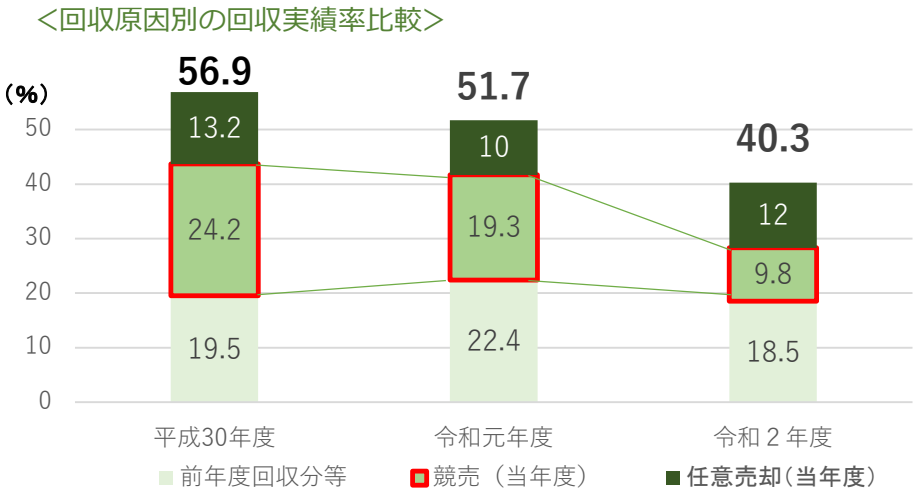

４－①　業務効率化／５－①　財務改善／６－①　その他重要事項

評価概要

いずれの項目も中期目標期間を通して次のとおり**所期の目標を達成**していると判断

	業務効率化	財務改善	その他重要事項
令和２年度	B	B	B
第三期期間実績	B	B	B

業務運営の効率化に関する事項

○　**デジタル化を推進する組織横断プロジェクトチームを発足する**等、第四期のデジタル化の推進に向けた体制整備を行った。

○　**一般管理費及び経費率に関するＫＰＩを着実に達成**した。

財務内容の改善に関する事項

○　**第三期中期目標期間中を通して全勘定で単年度黒字を達成**

○　新型コロナウイルス感染症拡大を受けた金融庁等の政府要請を踏まえ、顧客の住宅ローン継続返済を支援するため積極的かつ柔軟に返済条件変更に対応した。その結果、貸出条件緩和債権が増加傾向にあるため、リスク管理債権に係る中期計画ＫＰＩについて、**既往債権管理業務については達成**したが、**買取債権についてはやむを得ず未達**となったものの、引き続き柔軟な条件変更に対応していく。

４－②　業務効率化／５－②　財務改善／６－②　その他重要事項

ＫＰＩ等達成状況（■は達成済ＫＰＩ）

業務運営の効率化に関する事項

評価対象となる指標		達成目標	基準値	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度
一般管理費（人件費、公租公課及び特殊要因を除く。）	（計画値）	中期目標期間の最終年度までに平成28年度比2.5％以上削減	－	－	－	－	▲2.5％以上
	（実績値）	－	－	▲4.3％	▲11.5％	▲3.2％	▲8.3％
	（達成度）	－	－	－	－	－	332.0％
証券化支援業務に係る毎年度の経費率	（計画値）	中期目標期間の平均0.18％以下	－	－	－	－	－
	（実績値）上段：単年度	－	0.15％（前中期目標期間平均）	0.15％	0.12％	0.12％	0.11％
	下段：中期目標期間平均値			0.15％	0.13％	0.13％	0.12％
	（達成度）	－	－	－	－	－	133.3％
直接融資業務（既往債権管理勘定の既融資を除く）に係る毎年度の経費率	（計画値）	中期目標期間の平均0.50％以下	－	－	－	－	－
	（実績値）上段：単年度	－	0.32％（前中期目標期間平均）	0.40％	0.40％	0.42％	0.34％
	下段：中期目標期間平均値			0.40％	0.40％	0.41％	0.39％
	（達成度）	－	－	－	－	－	122.0％

財務内容の改善に関する事項

評価対象となる指標		達成目標	基準値	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度
買取債権残高に対するリスク管理債権の残高の比率	（計画値）	中期目標期間の最終年度末における買取債権残高に対するリスク管理債権の残高の比率を1.3％以内	－	1.3％以内	1.3％以内	1.3％以内	1.3％以内
	（実績値）	－	0.77％	0.75％	0.78％	0.86％	1.53％
	（達成度）	－	－	－	－	－	82.3％
既往債権管理業務のリスク管理債権の残高	（計画値）	中期目標期間の最終年度までに平成28年度比30％以上削減	－	前年度末から8.5％以上削減	前年度末から8.5％以上削減	前年度末から6.5％以上削減	－
	（実績値）	－	－	▲15.36％	▲14.98％	▲12.91％	▲43.25％
	（達成度）	－	－	－	－	－	144.2％
借上宿舎を含む宿舎戸数	（計画値）	平成28年度末比17％程度削減	－	－	－	－	－
	（実績値）	－	－	▲2.6％	▲14.9％	▲20.9％	▲21.2％
	（達成度）	－	－	－	－	－	124.7％

Ⅲ　令和3年度における広報活動の取組
（統合報告書・タグライン）

1 統合報告書の発行

■ 統合報告書の制作経緯・背景

企業価値の評価においてＥＳＧ（環境・社会・ガバナンス）、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）等の非財務情報が重視される社会情勢を踏まえ、財務・非財務情報を通じ、機構の事業内容や持続的な価値創造に向けた取組について広くステークホルダーにご理解いただくため、平成18年度以降発行してきた「ディスクロージャー誌」を、第四期中期目標期間開始年度のタイミングに合わせ、「統合報告書」へ見直した。

■ 統合報告書のポイント

「価値創造ストーリー」と題した章で、機構の存在意義を示し、機構の持てる能力（事業を通じた価値提供）を具体的に紹介し、将来にわたる中長期戦略を説明するという順序で、機構の強みや社会への提供価値を訴求した内容としている。
各ページの情報を有機的に結合し、つながりを持たせていることがポイント。また、機構の取組とSDGsの関連性も示している。

機構の存在意義

■ 経営理念体系

機構の持てる能力

■ 価値創造プロセス、事業紹介

将来にわたる中長期戦略

■ 理事長メッセージ

■ 活用方法等

金融機関、地方公共団体、投資家をはじめとするステークホルダーに対して、機構の取組等を紹介する際のツールとして積極的に活用する他、機構職員の理解向上に向けた内部向けのツールとしても活用している。
次年度以降も、社会情勢の変化に合わせた報告書となるよう、更なるブラッシュアップを図っていく予定。

2 タグラインの制定

■ タグラインとは

「企業が提供する価値を端的に表現した言葉」であり、広報・広告の表現や仕事での対話の中で発信されることにより、ステークホルダーの方々に企業の提供価値を印象付ける効果があるもの。

（参考）他機関のタグラインの例

ＪＴ	ひとのときを、想う
大成建設	地図に残る仕事。
UR都市機構	街に、ルネッサンス

■ 制定の背景

第四期中期目標期間が始まるタイミングで、職員に「社会に機構が存在する意義やこれからの機構のあるべき姿」を一緒に考えてもらい、機構への理解を深める（インナーブランディング）とともに、職員全員が携わって作り上げた機構らしさを実感できる言葉を通じて、お客さま、ステークホルダーの方々に機構が提供する価値を届ける（アウターブランディング）ため、全職員参加型でタグライン制定に向けた取組を実施中。
なお、各取組については、ブランディングのノウハウを有する広告代理店のサポートのもと進行。

■ 制定までの流れ

回答総数 1,035件

【STEP１】４月
生声アンケート
全役職員が機構らしさの体験談や機構の存在意義をアンケート回答

▶

【STEP２】５月
おすすめ生声選出
全部署のグループ単位のミーティングで意見交換を実施

▶

【STEP３】６月
ワークショップ
全部署の代表者によるおすすめ生声の共有・対話（Web開催）

▶

左記ステップを踏まえ、広告代理店が候補案を３案作成

▶

投票総数 1,061件

【STEP４】８月
職員投票
全役職員が各自最も共感できる候補案に投票

▶

【STEP５】10月予定
社内発表

■ 今後の予定

投票の結果決定したタグラインは、広告代理店によるブラッシュアップ（書体・色等）後に組織決定を経て確定し、10月に社内発表を行う予定。
また、同月に機構ホームページにおいてタグライン及びコンセプトを掲載し、その後、基本的に全ての広報物や広告物に活用していく予定。

Ⅳ　デジタル化推進の取組

組織横断デジタル化推進プロジェクトチームの発足（令和３年３月～）

■ 機構に対する期待役割

○ 住生活基本計画･･･目標1「新たな日常やDXの進展等に対応した新しい住まい方の実現」の達成に向けた基本的な施策

持家・借家を含め、住宅に関する情報収集から物件説明、交渉、契約に至るまでの契約プロセスのデジタル化の推進

○ 第四期中期目標･･･4「業務運営の効率化に関する事項」の（5）デジタル化の推進

機構、委託機関等の業務運営の合理化及び効率化に資するIT基盤の整備を引き続き図るとともに、国民・事業者の負担の軽減・利便性の向上等を目指した取組として、デジタル化を計画的に推進すること。また、金融機関として十分なセキュリティ対策を講じた上で、保有データを活用したサービス提供等に努めること。

なお、IT基盤の整備に当たっては、IT技術の高度化に対応し、金融市場で業務を行う機関として必要な水準の確保に努めること。

「顧客等のサービス向上」「業務効率化」「インフラ基盤整備」に資するデジタル化を統一的に推進するＰＴを立上げ

金融機関、地方公共団体、保険会社等各ステークホルダー及び機構の事務負担軽減・業務の効率化

（取組例）

- ﾄﾞｷｭﾜｰｸｽ・ﾜｰｸﾌﾛｰｼｽﾃﾑによる事務のﾍﾟｰﾊﾟｰﾚｽ化
- RPAとAI-OCRによる事務作業の自動化
- 業務委託先等のBtoBに係る契約書等の電子化
- 業務委託先等との電子ファイルの共有化　等

顧客及び金融機関の利便性等サービス向上

○ フラット35における取扱金融機関支援

○ 直接融資等の各種手続のデジタル化

（取組例）

- フラット35の更なるデジタル化の推進
  - 金消契約等の電子化
  - 非対面（ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ）による本人確認方法（eKYC）の導入
  - マイナポータルとの連携による収入情報取得
- AIﾁｬｯﾄﾎﾞｯﾄ（FAQ）を活用した相談対応サービス向上
- 災害融資、すまい・る債のWeb申込み　等

インフラ基盤整備

（取組例）

- 外部機関サービスとの連携を可能とするAPI基盤の整備
- Web申込みを可能とする基盤の整備
- 電子ファイル共有基盤の整備
- AIに係るデータ蓄積基盤の整備　等

Ⅴ　フラット35不適正利用に対する取組

非公開資料

非公開資料

非公開資料

非公開資料

住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency